

児童生徒等の健康診断情報の利活用について



令和元年5月28日
初等中等教育局



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

- **学校における児童生徒等の健康診断について**
 - **児童生徒等の健康診断情報の電子化の推進について**
 - **学校における健康診断の方向性と課題について**
 - **学校健康診断情報の基盤接続の検討について**
- (参考)
- 統合型校務支援システムについて
 - 統合型校務支援システムの普及状況
 - 新たな「学校のICT環境整備目標」と地方財政措置
 - データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討₂
会 中間報告書 (概要)



学校における児童生徒等の健康診断について

1. 児童生徒等の健康診断とは

- 学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、**子供の健康の保持増進を図る**ために実施するもの。
- 個人を対象とした確定診断を行うものではなく、子供が健康か否か、疾病や異常の疑いがあるかという視点で選び出す「**スクリーニング**」の性格をもつ。

2. 内 容

- 学校では、毎年4～6月の時期に年1回健康診断が行われる（学校保健安全法施行規則第5条）。

児童生徒等の健康診断における検査項目（学校保健安全法施行規則第6条）

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| 1 身長及び体重 | 6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 2 栄養状態 | 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
並びに四肢の状態 | 8 結核の有無 |
| 4 視力及び聴力 | 9 心臓の疾病及び異常の有無 |
| 5 眼の疾病及び異常の有無 | 10 尿 |
| | 11 その他の疾病及び異常の有無 |

- 健康診断の結果は本人や保護者に通知され、その際に疾病または異常の疑いが認められる場合は、医療機関への受診を勧める（健康診断票に病歴・受診結果等は記載されない）（学校保健安全法第12条）。
- 健康診断は学校医、学校歯科医等が実施する（学校保健安全法施行規則第22条及び第23条）。

3. 関連諸規定について

【健康診断票の送付】

- 校長は、児童生徒が進学または転学した場合においては、当該児童生徒の健康診断票を進学先または転学先の校長に送付（学校保健安全法施行規則第8条第2項及び第3項）。

【健康診断票の保存期間】

- 児童生徒等の健康診断票は、5年間保存（学校保健安全法施行規則第8条第4項）。

児童生徒等の健康診断情報の電子化の推進について

- 現在、児童生徒等の健康診断情報の電子化については、「統合型校務支援システム」の健康管理機能等を活用して電子化が進められている自治体が一般的である。
 - ※「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことであり、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効である。また、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする。
- したがって、健康管理機能を有する「統合型校務支援システム」の整備を進める必要がある。
- 平成30年3月現在、52.5%の学校が「統合型校務支援システム」を導入（平成29年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果より引用）。
- 令和元年5月現在、都道府県立、政令指定都市立、中核市立の学校（幼稚園、大学を除く。）で健康診断情報を電子的に記録している学校は約6割である。
- 平成29年12月に取りまとめた「学校におけるICT環境の整備方針」において、統合型校務支援システムの100%整備等が目標とされている。当該方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018年度～2022年度）」を策定し、このために必要な経費として、2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置が講じられている。
- 市町村等におけるシステム整備と健診情報の電子化を進めるよう働きかける。

※但し、PHRに係る政府全体の検討と連携し、他の健診情報との接続可能性に留意する。



学校における健康診断の方向性と課題について



1 今後の方向性について

- 学校の健診情報の電子化は重要であると考える。このため、学校の健診情報の電子化を進めていく必要がある。
- また、自治体の実施する他の健診情報との連携については、今年度に厚労省に設置される検討会と連携し検討を進めていく。

※なお、次世代医療基盤法において、学校健診の結果は法に基づく医療情報と位置付けられており、学校設置者から国の認定を受けた事業者に提供することが可能である。

2 早期実現に向けて取り組むべきこと

- 学校健診情報の電子化と自治体の実施する健診情報との連携を進めるため、
 - ①学校のICT化の促進により、学校における健診情報の電子化を進めること
 - ②学校における健診情報の保存方法を検討すること
 - ③他の健診情報等との接続を行うため、データの互換性など技術的な課題を解決するための検討を行うこと
 - ④個人情報の取扱いについて、他の健診情報等の例を見ながら整理することなどに関係省庁と連携して取り組む。

学校健康診断情報の基盤接続の検討について



文部科学省が所管する、児童生徒等の健康診断については、学校保健安全法によって健康診断の項目が定められている。

但し、情報の連携という観点からは、乳幼児健診、成人後の職場等での健康診断や特定健診等との項目の接続等について検討する必要がある。

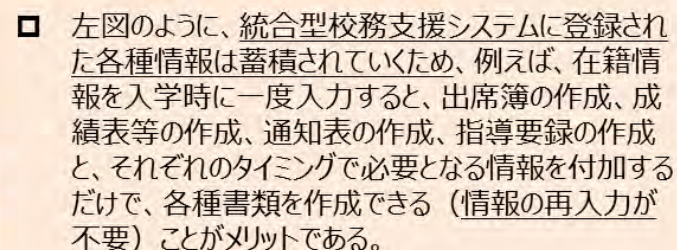
➤ 2019年度

- ・ PHRの基盤となる電子化、相互互換性のあるデータ形式等に係る政府全体での検討と連携する。
- ・ 並行して、乳幼児期・学童期の接続については、厚生労働省が「母子保健情報と学校保健情報を関係した情報の活用に向けた研究」を実施する予定であり、厚生労働省と連携して、乳幼児健診から児童生徒等の健康診断へ引き継ぐべき項目、健診情報の利活用について検討を行う。

➤ 2020年度以降

- ・ 上記検討及び研究等の結果を踏まえ、児童生徒等の健康診断についても必要な検討を行う（乳幼児健診はマイナンバー制度により管理する方向性であることを踏まえ、マイナンバー制度の利用についても検討する）。

- 【統合型校務支援システムの活用例（在籍管理から指導要録の作成まで）】



- 児童生徒の進級とともに学年横断的に蓄積されていくデータを活用することで、調査書等の各種書類の作成を効率的に行うことができる。
- (健康診断票の作成についても、左図で作成した名簿情報を利用することができ、情報の一元管理が可能となる。)